[別紙 1] 日本財団が行う、主な造船関係貸付事業の内容概略

【一般設備資金又は一般運転資金貸付制度】

- 1)貸付資金種類: [一般設備資金] 船台、ドック・工場・事務所・機械・船舶などの設備に必要とする資金、及び、土地取得資金(造船関係事業の用に供しない土地は対象外)、鉄道・運輸機構との共有船建造資金、環境規制(CO2・SO×・NO×排出規制)に対応する船舶の改修資金 [一般運転資金] 資材仕入・販売・加工・製造・諸経費支払いに必要な資金
- 2) 貸付期間:一般設備資金/15年以内、一般運転資金/5年以内
- 3) 利 率:年1.6%以内(全期間固定金利、6カ月後払い)
- 4) 利用対象者:造船業・造船関連工業・海運業(機構共有船建造資金・船舶改修資金に限る)・マリーナ等の事業者
- 5) 貸付金限度額:一般設備資金/20 億円(財団が認める場合は 40 億円)、一般運転資金/10 億円(財団が認める場合は 20 億円)・所要資金額の 80%以内

【低・脱炭素船舶建造資金貸付制度】

(2025年度の募集予定額は150億円/年 内訳:新燃料船建造100億円、新燃料船以外の船舶建造50億円)

- 1) 融資対象者:新燃料船(LNG・アンモニア・水素を主機関の燃料とする船舶)、又は海事産業強化法に基づく「特定船舶導入計画」認定を受けた船舶を建造する事業者
- 2) 融資金の限度額: 所要資金の80%以内(鉄道・運輸機構の共有船は機構の持ち分を控除した金額以内))で 新燃料船は1隻20億円以内。1事業者1年度40億円以内、新燃料船以外は1隻10億円以内、1事業 者1年度20億円以内
- 3) 事業者への融資利率:0%(無利利息融資)
- 4) 融資期限:4年以上18年以内。当初3年6カ月以上4年以内の元金返済据置期間あり
- 5) 取扱経費: 財団から取扱金融機関に、年1%+消費税を支払う